

法務省民商第 2 4 5 1 号

平成 1 9 年 1 1 月 1 2 日

法務局民事行政部長 殿

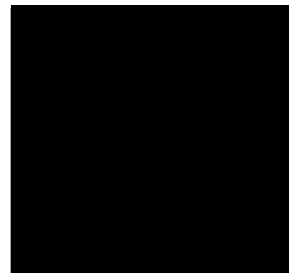
(除く東京)

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局商事課長

管轄外への本店移転の登記申請があった場合の登記すべき事項の取扱いについて (通知)

標記の件について、別紙 1 のとおり東京法務局民事行政部長から照会があり、別紙 2 のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



別紙 1

1 法登記 1 第 7 8 4 号

平成 1 9 年 1 1 月 8 日

法務省民事局商事課長 殿

東京法務局民事行政部長

管轄外への本店移転の登記申請があった場合の登記すべき事項の取扱いについて（照会）

本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請において、当該登記申請書に記載すべき登記すべき事項（商業登記法第 1 7 条第 4 号）については、商業登記法第 5 3 条に規定する事項（ただし、「会社の成立年月日」を除く。）を除き、「別添登記事項証明書記載のとおり」と記載し、当該登記事項証明書と申請書とを契印する取扱いとすることとして差し支えないものと考えますが、いささか疑義がありますので照会します。

また、この場合、登記事項証明書の記載内容を引用する方法によるほか、登記情報提供サービスの提供結果の内容を引用する方法によることとしても差し支えないものと考えますが、いささか疑義がありますので併せて照会します。

別紙 2

法務省民商第 2 4 5 0 号

平成 1 9 年 1 1 月 1 2 日

東京法務局民事行政部長 殿

法務省民事局商事課長

管轄外への本店移転の登記申請があった場合の登記すべき事項の取扱いについて（回答）

本月 8 日付け 1 法登記 1 第 7 8 4 号をもって照会のあった標記の件については、前段後段ともに、貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。